

生活道路に潜む危険①

安全を確認せずにいきなり道路を横断する歩行者



地域住民の歩行者が「ここはあまり車が通らないから…」と油断しがち…

歩行者は…

横断前に必ず一度立ち止まり、
右左から車がきていないかしっかり確認!

ドライバーは…

人通りの少ない道路でも、道路脇に横断
しそうな歩行者がいないか探しながら通行!

さらに…こんな危険も潜んでいます!

いきなりとび出してくる子ども

子どもの保護者は…

横断前に立ち止まり、
見通しの良い場所で
安全を確かめるよう指導!



物陰からの
とび出しにも警戒…

ドライバーは…

特に住宅地や公園の近く、子どもが隠れる
駐停車車両などの物陰付近では慎重に通行!

危険なタイミングで横断を始める高齢者

高齢者は…

「まだ渡れる…」と
思っても、近づいてくる
車が通りすぎるまで待つ!



高齢者は車との
距離を見誤りがち…

ドライバーは…

道路脇に高齢者がいたら、急な横断を警戒し、
その動向に目配りしながら通行!

生活道路に潜む危険②

一時停止と安全確認を怠って交差点に進入する自転車



自転車利用者は、日常的に利用している信号のない交差点で油断しがち…

自転車利用者は…

通行前に必ず一時停止し、交差道路から
車がきていないかしっかり確認!

ドライバーは…

一時停止せずにとび出してくる自転車に
警戒し、必ず交差道路の安全を確認!

9月1日
スタート!

道路交通法施行令一部改正

中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路に限り…

自動車の**法定速度**が時速60キロから**時速30キロ**に引き下げ!

※法定速度…道路標識または道路標示による最高速度の指定がない道路での最高速度。

法定速度が時速60キロのままの道路

- ①道路標識または道路標示(道路標識等)による中央線または車両通行帯が設けられている一般道路
- ②道路の構造上または柵などの工作物により、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ③高速自動車国道のうち、本線車道(非分離車線区間を除く)およびこれに接する加速車線・減速車線以外のもの
- ④自動車専用道路

法定速度が**時速30キロ**となる道路

- 左記の①～④の道路以外の一般道路
 - ➡中央線や中央分離帯、車両通行帯などが無い一般道路
- ★道路標識等により最高速度が指定されている道路では、その指定された速度が最高速度となります。

法定速度以内であっても、その場の道路交通状況に応じ、安全な速度で走行しましょう!